

令和4年度 技能講習開催予定一覧表

実施機関の名称・所在地・電話番号は登録教習機関等の連絡先一覧表をご覧ください。

技能講習等の種類	略 称	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
木材加工用機械作業主任者 木材加工用機械(丸のこ盤、帯のこ盤、かんざ盤、面取り盤及びルーターに限るものとし、携帯用のものを除く)を5台以上(当該機械のうちに自動送材車式帯のこ盤が含まれている場合には、3台以上)有する事業場において行う当該機械による作業	林 災 防					●						●	
プレス機械作業主任者 動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業	生 野 産 業 連 合 会		●		●		●					●	
乾燥設備作業主任者 乾燥設備のうち、①危険物等に係る設備で内容積1m ³ 以上のもの、②①の危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの(固体燃料は毎時10kg以上、液体燃料は毎時10ℓ以上、気体燃料は毎時1m ³ 以上)、電力を使用するもの(定格消費電力10kW以上)の加熱乾燥の作業	連 合 会	●				●					●		
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削(すい道及びたて坑以外の坑の掘削を除く)の作業、土止め支保工の切りばり又は腰起こしの取付け又は取外しの作業	S K 技 能 キャタピラー 建 災 防	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
すい道等の掘削等作業主任者	建 災 防	●		●									
型枠支保工の組立等作業主任者 型枠支保工(支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、桁等のコンクリートの打設に用いる型枠を支持する仮設の設備をいう)の組立て又は解体の作業	キャタピラー キャタピラー南 建 災 防	●		●		●		●		●		●	
足場の組立て等作業主任者 つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	I H I S K 技 能 キャタピラー キャタピラー南 近 畿 溶 接 建 災 防 住 建 セ ン タ 大 建 セ ン タ 連 合 会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上であるものに限る)の組立て、解体又は変更の作業	キャタピラー 建 災 防 住 建 セ ン タ	●		●		●		●		●		●	
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者 コンクリート造りの工作物(その高さが5m以上であるものに限る)の解体又は破壊の作業	キャタピラー キャタピラー南 建 災 防	●		●				●	●	●		●	
はい作業主任者 高さが2m以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く)の集団)のはい付け又ははいくずしの作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く)	キャタピラー キャタピラー南 港 湾 災 防 労 安 推 進 協 連 合 会		●		●		●		●		●		●
船内荷役作業主任者 船舶に荷を積み、船舶から荷を卸し、又は船舶において荷を移動させる作業(総トン数500トン未満の船舶において揚貨装置を用いないで行うものを除く)	港 湾 災 防					●							
木造建築物の組立て等作業主任者 建築基準法施行令第2条第1項第7号に規定する軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業	キャタピラー キャタピラー南 建 災 防 住 建 セ ン タ 大 建 セ ン タ				●		●		●				●
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者 化学設備に係る第一種圧力容器の取扱いの作業	ボイラ協会							●					●
普通第一種圧力容器取扱作業主任者 化学設備を除く第一種圧力容器の取扱いの作業	ボイラ協会		●					●					
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 施行令第3条に掲げる特定化学物質を製造し、又は取扱う作業(試験研究のため取扱う作業及び同表第2号に掲げる物に係るものを製造し、又は取扱う作業で厚生労働省令で定めるものを除く)なお、特別有機溶剤の取扱いには、有機溶剤作業主任者技能講習修了者から特定化学物質作業主任者の選任が必要	I H I 近 畿 溶 接 テ ユ フ パナソニック 連 合 会 西 野 田	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
石綿作業主任者 石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物(以下「石綿等」という。)を取扱う作業(試験研究のため取扱う作業を除く)又は石綿等を試験研究のため製造する作業	I H I 建 災 防 パナソニック 連 合 会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
鉛作業主任者 施行令第4条第1号から第10号までに掲げる鉛業務(遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く)に係る作業	パナソニック 連 合 会		●					●					

令和4年度 技能講習開催予定一覧表

実施機関の名称・所在地・電話番号は登録教習機関等の連絡先一覧表をご覧ください。

技能講習等の種類	略 称	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有機溶剤作業主任者 <small>屋内作業場又はタンク、船倉若しくは坑の内部その他の有機溶剤中毒予防規則で定める場所において施行令別表第6の2に掲げる有機溶剤(当該有機溶剤と当該有機溶剤以外の物との混合物で、当該有機溶剤を当該混合物の重量の5%を超えて含有するものを含む)を製造し、又は取扱う業務で、厚生労働省令第6条で定めるものに係る作業 なお、特別有機溶剤の取扱いには、有機溶剤作業主任者技能講習修了者から特定化学物質作業主任者の選任が必要</small>	I H I	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	建 災 防		●				●			●				
	パナソニック		●		●			●	●			●		●
	連 合 会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	西 野 田	●		●			●		●		●		●	
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 <small>施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所における作業</small>	建 災 防	●		●	●	●			●		●	●	●	
	連 合 会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
床上操作式クレーン運転 <small>つり上げ荷重が5トン以上のクレーン(跨線テルハを除く)の運転の業務のうち、床上で運転し、かつ、当該運転する者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務</small>	I H I	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	クレーン協会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	コ マ ツ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	住 友 建 機	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	日 本 オ ペ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	日 本 建 機								●					
小型移動式クレーン運転 <small>つり上げ荷重が1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務</small>	I H I	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	ア イ チ						●							
	泉佐野自動車	●					●			●			●	
	S K 技 能	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	キャタピラー	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	キャタピラー南	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	クレーン協会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	コ マ ツ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	港 湾 訓 練		●		●			●		●		●		●
	住 友 建 機	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	日 本 オ ペ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	日 本 建 機								●					
	都 島 学 園	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
労 安 推 進 協		●						●			●			
ガス溶接 <small>可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務</small>	I H I	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	泉佐野自動車	●							●					
	S K 技 能	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	キャタピラー	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	キャタピラー南	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	近 畿 溶 接	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	高 圧 ガ ス		●		●				●		●		●	
	コ マ ツ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	職 能 協 会		●						●			●		
	住 友 建 機	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	大 溶 協	●	●	●	●			●	●	●		●	●	
	府 溶 技 協		●		●			●		●		●		
連 合 会		●						●						
フォークリフト運転 <small>最大荷重(フォークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう)が1トン以上のフォークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務</small>	I H I	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	アイティエス	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	泉佐野自動車	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	エース産業	●	●	●	●				●	●	●			
	S K 技 能	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	キャタピラー	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	キャタピラー南	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	建 荷 協		●	●				●	●				●	
	港 湾 災 防	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	
	コ マ ツ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	堺 自 動 車	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	住 友 建 機	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	日 鐘	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	日 本 オ ペ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	日 本 建 機								●					
	ネ ッ ツ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	阪 和 鳳	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			

令和4年度 技能講習開催予定一覧表

実施機関の名称・所在地・電話番号は登録教習機関等の連絡先一覧表をご覧ください。

技能講習等の種類	略 称	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
前ページの続き フォークリフト運転	マジオネット	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	都島学園	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	労安推進協 連 合 会		●				●				●			
	淀 川		●	●				●		●		●		
	コ マ ツ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
ショベルローダー等運転 <small>最大荷重(ショベルローダー又はフォークローダーの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう)が1トン以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務</small>	日本オペ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	キャタピラー	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	キャタピラー南	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	コ マ ツ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	住友建機	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	日本オペ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
車両系建設機械(整地・運搬・積込及び掘削用)運転 <small>機体重量が3トン以上の整地・運搬・積込み用及び掘削用建設機械で動力を用い、かつ、不特定の場所にて自走することができるものの運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務</small>	労安推進協			●					●					
	キャタピラー	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	キャタピラー南	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	コ マ ツ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	住友建機	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	日本オペ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
車両系建設機械(解体用)運転	キャタピラー	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	キャタピラー南	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	コ マ ツ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	住友建機	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	日本オペ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
車両系建設機械(基礎工事用)運転	日本オペ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	不整地運搬車運転 <small>最大積載量1トン以上の不整地運搬車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務</small>	キャタピラー	●		●				●		●		●	
不整地運搬車運転	キャタピラー南		●		●				●		●		●	
	コ マ ツ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	日本オペ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	高所作業車運転 <small>作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転(道路上を走行させる運転を除く)の業務</small>	I H I	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		アイチ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
泉佐野自動車			●		●		●		●		●		●	
S K 技能		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
キャタピラー		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
キャタピラー南		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
コ マ ツ		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
住友建機		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
日本オペ		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
労安推進協					●							●		
連 合 会					●					●			●	
玉掛け <small>制限荷重が1トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務</small>	I H I	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	アイチ					●								
	泉佐野自動車	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	S K 技能	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	キャタピラー	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	キャタピラー南	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	クレーン協会	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	建 災 防			●				●		●		●		
	港 湾 訓 練	●				●		●		●			●	
	港 湾 災 防			●							●			
	コ マ ツ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	住友建機	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	日 鐘	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	日本オペ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	日本建機								●					
	都島学園	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	労安推進協		●						●			●		
連 合 会		●	●	●			●	●	●	●	●	●		
西 野 田		●		●			●		●		●	●		
淀 川		●			●				●		●			
ボイラー取扱 <small>ボイラー(小型ボイラーを除く。)の取扱いの業務</small>	ボイラ協会								●				●	

※本一覧表は公表について了解のあった教習機関だけを掲載しています。

※本一覧表は予定であり、実施時期などが変更される場合があります。詳しくは各教習機関にお問い合わせください。

技能講習修了証の再交付について

- 技能講習修了証の再交付や氏名変更に伴う書替えは、修了証を発行した登録教習機関が行います。労働局で再交付や書替えはできません。必要な書類や手数料については、それぞれの登録教習機関にお問い合わせください。
(平成29年4月1日以降は、本籍地を変更しても修了証の書替は不要です。)
 - 修了証を発行した登録教習機関がわからないとき、また、発行した登録教習機関が業務を廃止しているときは、「技能講習修了証明書発行事務局」にお問い合わせください。
- ※1 教習機関が業務を廃止しているとき → 発行事務局に修了証明書の発行を依頼する。
- ※2 発行した教習機関がわからないとき → 発行事務局に情報開示請求をして発行元を確認し、発行元に修了証の再交付申請をする。
発行元が業務を廃止していれば※1のとおり

技能講習修了証明書発行事務局

所在地 東京都港区芝5-35-2

安全衛生総合会館4F

電話 03-3452-3371

電話受付：9：00～17：00

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>